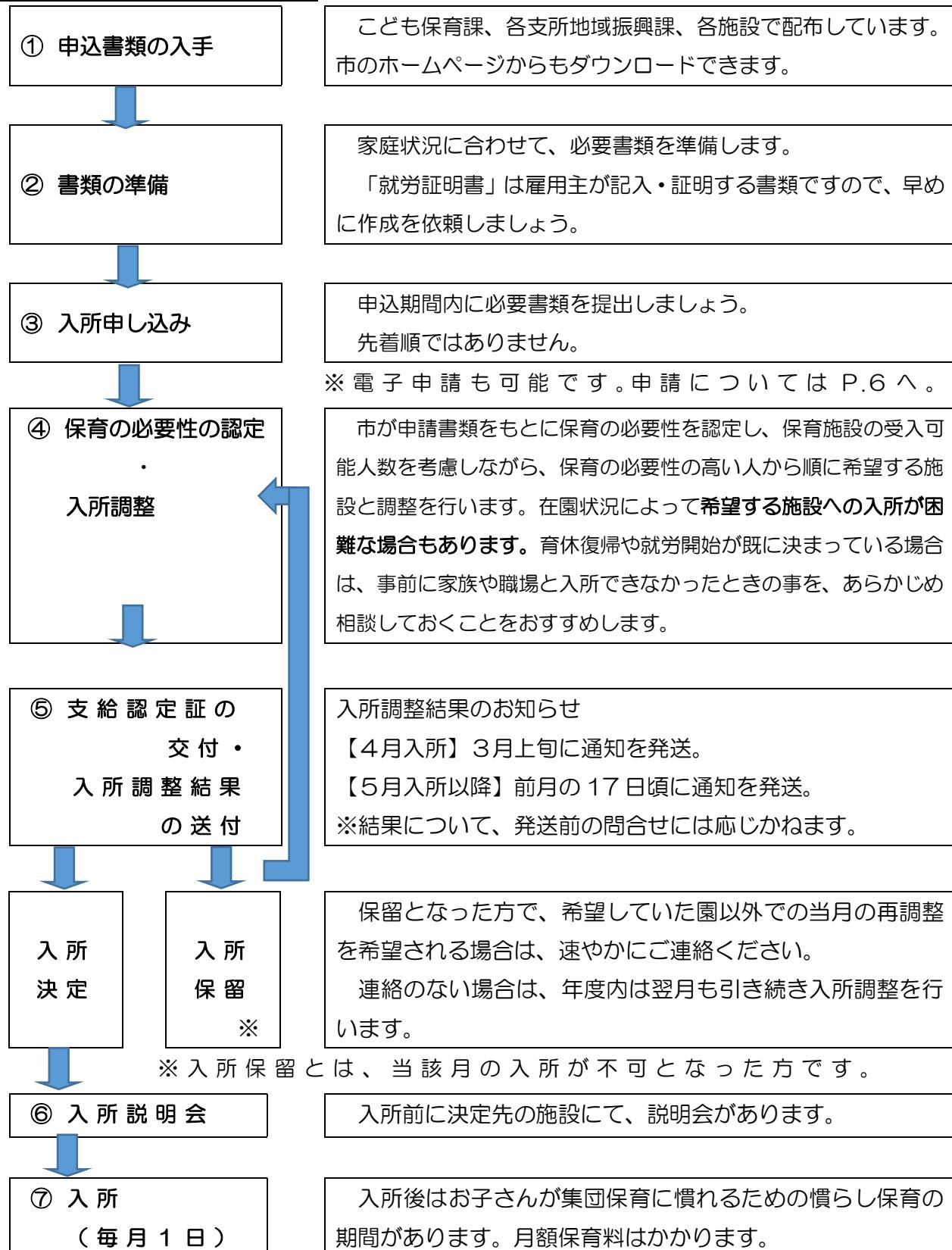


3 入所の手続きについて

1. 申し込みから入所までのながれ

(1) 保育認定(2・3号認定)



(2) 教育認定(1号認定)

申し込みや入園までのながれは、認定こども園によって違います。
直接、各園にご確認ください。



(3) 電子申請について

「ぴったりサービス（マイナポータルの電子申請機能）」の電子申請をご利用できます。

※各月提出期限日の17時15分までにご提出があったものを受け付けます。

入力所要時間は約1時間ですので、お早めにお手続きを行ってください。

※申請の最後に出る申請書のPDFデータは、申請時のみダウンロード可能です。後からダウンロードすることはできませんので、申込み結果が決まるまで大切に保存してください。

事前に準備するもの

- ① マイナンバーカード（保護者）
- ② マイナンバー（世帯全員）
- ③ 必要書類（就労証明、障害者手帳等）
- ④ 母子健康手帳
- ⑤ 現在のお子さんの身長、体重
- ⑥ マイナポータルに対応した機器

入所申込へのリンク

「マイナポータル」で自治体を「三原市」を選択。「子育て」の中から、「教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込」を選択し申請してください。

電子申請に関するQ&A

1. 入所日は何日を入力すれば良いですか。
希望月の1日を入力してください。
2. 保育希望時間はどのように入力すれば良いですか。
施設によって、利用時間が異なります。 希望される施設の利用時間をご確認のうえ、入力してください。
3. 「前委託先」は、どのような施設ですか。
現在利用されている保育施設（認可外を含む）などです。
4. 児童の健康状況や発達について、事前に伝えたいことがある場合、どのように入力すれば良いですか。
こども保育課へ直接ご相談ください。 また、お子さんと一緒に希望する施設の見学や施設長への相談をお勧めします。
5. 三原市の健診にはない6カ月健診が表示される。
6カ月健診のチェックは不要です。
6. 添付書類に誤って全く違う写真を選んで提出してしまった。
修正ができませんので、申請期間内にこども保育課窓口に原本を持参又は郵送でご提出ください。
7. 添付書類が手元にない場合、先に電子申請をして、後日添付書類を提出しても良いですか。
電子申請は提出書類を必ず添付してご提出ください。添付ができない場合は、窓口で書面申請をしてください。
8. 口座振替を希望する場合は、どのような手続きが必要ですか。（対象施設：市立保育所、市立認定こども園、私立保育所）
こども保育課窓口で口座振替依頼書をお渡します。 提出は各金融機関又はこども保育課にご提出ください。

2. 入所受入可能人数について

5月以降の年度途中入所を希望する場合の、各施設の2・3号認定の受け入れ可能人数は、三原市ホームページでご確認いただくか、こども保育課までお問い合わせください。

空き状況はあくまでも公表時点での目安であり、保育士配置や退所等により空き状況が変動することがあります。空きがある場合でも入所を保証するものではありません。

空きがないと表記されていても、審査時に変更となる場合がありますので、入所を希望する施設は申込書類にすべてご記入ください。

空きがあると表記されていても、審査時に空きが無くなるまたは減少する場合もあります。

認定こども園の1号認定の受け入れ可能人数は、各園にお問い合わせください。

3. 入所希望保育施設の事前見学及び希望保育施設名記入について

お子さんと一緒に見学し、園の特色やルールなどの説明を受けましょう。

お子さんを長時間安心して預けるため、申請の前に利用を希望する施設を見学し、保育内容や送り迎えが可能か等を確認してください。見学をする際は、各施設へ直接お問い合わせください。

見学し説明を受けることで、施設設備などの保育環境、先生や子どもたちの様子、施設の保育方針や保育料以外の諸費用など、直接確認できます。

気になることも直接質問することができるため、事前に見学することをお勧めします。

- ・ 希望の保育施設名の記入は、入所決定したら入所する意思のある施設をご記入ください。
- ・ 「第一希望だけ書いた方が入所しやすい」「第一希望から第三希望に、すべて同じ施設を書けば熱意が伝わり入所しやすい」ということはありません。
- ・ 入所調整は、市が希望されている施設と行います。

入所決定後に「ほかの保育所がよかった」「保留通知がほしかった」などの理由で、取り下げる方がいます。他の入所希望者や各施設に迷惑をかけることになりますので、正当な理由がなく取り下げた場合は、次回の入所審査では優先順位が低くなります。



4. 申し込み

入所申し込みは、必要書類がすべてそろっていない場合や、申込期間を過ぎた場合、受付ができません。締め切り日など十分にご確認ください。



(1) 令和8年4月入所の申し込み

①受付期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月19日（金）までの開庁日
8:30～17:15

※二次募集：上記期間を過ぎ受け付けたものは、二次募集の対象となります。

受付期間は令和8年1月30日（金）までです。

二次募集では、求職活動要件での申し込みはできません。

②申込書類の配布場所

こども保育課、各支所地域振興課、各施設

③申込方法

申込書類の提出先

- 保育利用（2・3号認定）…こども保育課または各支所地域振興課
- 教育利用（1号認定）…各認定こども園

(2) 令和8年5月以降入所の申し込み

①受付期間

入所希望月	申込期間	入所希望月	申込期間
令和8年5月	3月9日～4月7日	10月	8月10日～9月7日
6月	4月8日～5月7日	11月	9月8日～10月7日
7月	5月8日～6月5日	12月	10月8日～11月6日
8月	6月8日～7月7日	令和9年1月	11月9日～12月7日
9月	7月8日～8月7日	令和9年2～3月	12月1日～12月18日

【令和9年3月入所の二次募集】

受付期間は令和8年12月21日～令和9年1月29日。求職活動要件は対象外です。

【令和9年度】

令和9年4月入所の申し込みは、令和8年12月上旬～中旬を予定しています。

※令和9年1～3月の入所を希望し、4月からも引き続き入所を希望する方は、令和8年度分とあわせて令和9年度申込書両方の提出が必要です。

② 申込書類の配布場所

こども保育課、各支所地域振興課、各施設

③ 申込方法

申込書類の提出先

- 保育利用（2・3号認定）の場合…こども保育課または各支所地域振興課
- 教育利用（1号認定）の場合…各認定こども園

(3) 要件別の注意点

①就労要件の申し込みについて

月に48時間を超えない・ボランティア活動・趣味の範囲程度の販売等は要件に入りません。

証明内容・申し立て内容に虚偽があった場合は、入所決定を取り消し、入所している児童は退所となります。

就労の確認のため、給与明細等の確認も行います。また、就労により得た所得は必ず税務署等に申告してください。申告のない場合は就労とみなすことができません。

②育休復帰予定の方

育休中はご家庭で保育できるため、入所申し込みは育休からの復職が前提となります。

- 育休復帰月の前月の入所から申し込むことができます。（復帰前月は保育短時間認定）
- 復職後2週間以内に「就労証明書」を市役所または各保育施設へご提出ください。

《出産前から兄・姉が入所されている場合の、保育期間等について》

出産後、育休期間が確定した「就労証明書」をご提出ください。

就労証明書に記載されている育休期間まで、出産前から在籍しているお子さんは継続入所（保育短時間認定）可能です。※育児休業中に新規入所、転所はできません。

〈「入所できなかった証明」を求められる場合〉

～保育所入所ができず、やむを得ず育児休業を延長する場合で、育児休業給付金の受給申請のため「入所できなかった証明」を求められる場合～

入所申し込みをしたけれども、入所できなかった場合は、保留通知を送付します。原則、年度内は翌月も審査の対象となりますので、審査が不要となった場合は、申請を取り下げてください。なお、入所決定後に、入所を辞退しても保留通知は発行できません。

また、育児休業給付金の受給申請を行なう場合、令和7年4月から申請前の支給認定申請書兼入所申込書の写しが必要となりました。育児休業給付金の受給申請を行なう可能性がある人は、必ず事前に支給認定申請書兼入所申込書をコピーし、保管してください。

育児休業給付金の制度については、雇用先またはハローワークにお問い合わせください。

③求職活動の方

現在無職で、これから就労を希望する方も申し込みができます。

ただし、待機中に就労が決定しても定員により入所できない場合があります。そのことを踏まえて求職活動を行ってください。

求職活動要件で入所した場合は、入所期間が終了する月の15日までに「就労証明書」をご提出ください。理由なく提出がない場合は退所となります。



④市外からの転入・市外への転出予定の方

〈転入予定の方〉

三原市の転入先住所が決まっており、入所の可否にかかわらず入所希望月の前月末日までに転入予定の方は、申し込みを受け付けます（郵送可）。「転入に関する誓約書」とあわせてご提出ください。入所月の1日には三原市に住所が必要になるため、入所希望月の前月末日までに転入手続きを完了しない場合は、入所が決定していても取り消しとなります。

〈転出予定の方〉

三原市では転出先の保育所入所申込を受け付けていません。転出先の市区町村に早めに相談してください。

なお、原則、転出日の翌月以降(1日の場合はその月から)は、三原市内の施設を利用することはできません。転出後も引き続き三原市内の施設を利用したい場合は、転出先の自治体窓口に利用要件があるか確認し、事前に手続きしてください。

(4) 広域入所について

広域入所とは、住民票がある市区町村内の施設へ時間内の送迎が困難な場合などに、他市町の施設へ入所することです。原則申請した年度内のみの認定となるため、次年度以降も引き続き広域入所を希望する場合は、再度申請が必要です。また、年度毎に審査するため、次年度も引き続き入所できるとは限りません。

なお、市区町村毎に申請期限が異なるため、施設所在地の申請期限と三原市の両方の申請期限を確認し、申請してください。

① 三原市以外の施設への入所を希望する方

入所を希望する施設のある市町村	尾道市、福山市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市	左記以外の市区町村
広域入所の要件	<ul style="list-style-type: none">・入所希望施設の市区町村に里帰り出産予定・保護者の通勤・通学途上上の上記8市町に所在する施設を希望する場合・三原市に所在する施設に受入の余裕がなく、上記8市町に所在する施設の定員に余裕がある場合(三原市内の施設と同時申し込みが必須です)・上記8市町から転入した場合、すでに利用中の上記8市町に所在する施設を継続して利用する場合(転入した年度のみ利用可能です。三原市での入所申込みが必要です)	<ul style="list-style-type: none">・保護者の勤務先が入所希望施設の市区町村にあり、三原市内の施設では勤務に間に合わない・入所希望施設の市区町村に里帰り出産予定
申込み締め切り	締め切りは各市区町村で異なります。入所希望施設のある市区町村に確認し、三原市こども保育課に早めに相談してください。	
申込みと入所調整	<ol style="list-style-type: none">① 申込者(保護者)が、三原市こども保育課に保育の必要性の認定申請と入所申込みを行います。② 三原市が入所希望施設のある市区町村に入所調整を依頼します。入所調整は、入所希望施設のある市区町村が行います。③ 入所調整の結果連絡は、三原市から申込者にお伝えします。	

※上記8市町の構成は変更する場合がありますので、こども保育課に問い合わせてください。

※入所後に、広域入所要件が無くなった場合は、他市区町村に広域入所を依頼できなくなります。

② 三原市以外に住民票のある方で三原市の施設への入所を希望する方

住民票のある市町村	尾道市、福山市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市	左記以外の市区町村
広域入所の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・三原市に里帰り出産予定 ・希望する三原市内の施設が保護者の通勤・通学途上にある ・住所地に所在する施設に受入の余裕がなく、三原市に所在する施設の定員に余裕がある場合（住所地内の施設と同時申し込みが必須です） ・上記8市町に転出した場合、すでに利用中の三原市に所在する施設を継続して利用する場合。（転出先の市町での入所申込みが必要です） 	住民票のある市区町村にお問い合わせください。
申込み締め切り	<p>締め切りは各市区町村で違います。</p> <p>住民票のある市区町村にお問い合わせください。</p>	
申込みと入所調整	<p>① 住民票のある市区町村に相談・お申し込みください。</p> <p>② 住民票のある市区町村からの入所依頼を受け、三原市が入所調整を行います。</p> <p>市内に住所のある方が優先となりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>③ 入所調整の結果連絡は、住民票のある市区町村から申込者にお伝えします。</p>	

（5）配慮の必要なお子さん、医療的ケアの必要なお子さんの保育について

加配職員や看護職など新たな人員配置や施設整備が必要な場合、関係機関との調整を含めて、入所まで時間を要します。

申し込みの前にまず、こども保育課へ相談してください。



(6) 必要書類

つきの書類を準備してください。

必要書類がすべてそろっていない場合や、申込期間を過ぎた場合、受付ができません。締め切り日など十分にご確認ください。

全員提出が必要	支給認定申請書兼入所申込書（黄色）	
	児童の発育・発達状況調査票 ※尾道市、福山市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市への広域入所を希望する方は「児童の健康状況申告書」	
	三原市料金等口座振替依頼書（3枚複写） ※市立・私立保育所、市立こども園を希望される場合のみ なお、ゆうちょ銀行をご指定の場合は直接郵便局窓口へご提出ください。	
持参が必要	個人番号確認書類 右のいずれか 申込に来る保護者 1 人分	マイナンバーカード（顔写真つき） 個人番号通知カードおよび運転免許証（顔写真つき）など 個人番号記載の住民票および運転免許証（顔写真つき）など
	申込児童の母子健康手帳（児童の発育・発達状況調査に記入漏れがあった際に確認します）	
	保育を必要とする理由を証明する書類 父母および同居の 65 歳未満の祖父母の書類が必要です。世帯分離していても同居している場合は必要です。 父母以外の書類の提出がなくても申し込みはできますが、入所調整において優先順位が低くなります。	
該当する書類の提出が必要	会社員の方	1.就労証明書
	自営業の方	1.就労証明書
	農業の方	2.営業実績がわかるもの※1 など
	内職の方	例）確定申告書の写し、営業許可書 など
	就労予定（内定有）	1.就労証明書 ※2
	求職活動	1.申立書（求職活動要件） 2.ハローワーク受付票のコピー など
	妊娠・出産	1.申立書（出産・病気・就学） 2.母子健康手帳のコピー（母親の名前の書かれた表紙・出産予定日記載ページ）
	疾病・障害	1.申立書（出産・病気・就学） 2.診断書（原本）、各種手帳のコピーなど
	介護・看護	1.介護（看護）状況申告書 2.介護が必要と確認できる書類
	就学	1.申立書（出産・病気・就学） 2.在学証明書または在籍証明書等のコピー 3.在学期間・カリキュラムのわかるもの

※1 営業実績が確認できない場合は、求職活動中として入所調整を行います。

※2 採用予定の場合は、就職後、再度提出が必要となります。



状況によって必要な書類	
父母が離婚前提で別居中	離婚調停中であることがわかる書類(裁判所からの呼び出し状等) など
在宅障害児(者)がいる世帯 ※身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児または国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯	身体障害者手帳の写し 療育手帳の写し 精神障害者保健福祉手帳の写し 特別児童扶養手当受給者証等の写し 障害基礎年金証書等の写し
同一世帯に未就学で支給認定を受けていない施設(P.17)に通う兄姉がいる	保育料の多子軽減申請書
父母が海外勤務	課税証明書など
市県民税未申告	
転入予定の方	転入に関する誓約書

入所申し込み後に提出が必要な書類	
変更内容	必要書類等
入所要件に該当しなくなったとき 入所の意思がなくなったとき 市外に転出したとき	入所申し込み取り下げ書※
退職 保育の必要性がなくなったとき 求職活動を行うとき	入所申し込み取り下げ書※
	1.申立書(求職活動要件)※ 2.ハローワーク登録証明書のコピーなど
育児休業から復職しなくなったとき 就労内定が取消しとなったとき 勤務時間が減ったとき	変更の状況に応じた書類※ (こども保育課に状況をご連絡ください)
母が母子健康手帳の交付を受けたとき	1.申立書(出産・病気・就学)※ 2.母子健康手帳のコピー
就労が内定したとき	就労証明書
就労を開始したとき	就労証明書
就労先・勤務内容が変わったとき	就労証明書
市外からの転入手続きをしたとき 世帯構成が変わったとき(結婚・離婚・出産・住所など)	こども保育課までご連絡ください。
希望先を変えたいとき(申込期限内のみ)	

※書類提出前に、こども保育課(0848-67-6042)までご連絡ください。

連絡や書類の提出がないまま、現状と違う要件で入所が決定した場合、入所取り消しとなる場合があります。

- ・各種証明書について、不明な点等ある場合、発行元に問い合わせることができますのでご了承ください。
- ・虚偽の記載や改ざんがあった場合、入所決定は取り消しとなります。
- ・保育料等に滞納があり納付計画を履行していない場合、入所調整において優先順位が低くなります。

(7) 入所審査について

- ・ 入所指数の高い方から順に、希望の施設への入所を調整します。
- ・ 同居の65歳未満の祖父母が保育できる場合は、入所の優先順位が低くなります。
保育ができない場合は、祖父母分の証明書類を提出してください。(同居のおじ・おばは不要です。)
- ・ 書類が不足している場合や記入漏れなどある場合は、正しく審査できません。提出前に確認をお願いします。
- ・ 保育料等の滞納がある場合は、入所審査において優先順位が低くなります。未納のある方で納付が困難な場合は、早めにこども保育課に納付相談をしてください。約束した納付計画を履行していない場合は、優先順位が低くなります。
- ・ 審査の順番は、①申し込み期間までの新規入所申し込み、②2次募集期間での申し込み(3・4月入所の場合のみ)、③転所希望、④市外からの広域入所希望となります。

(8) 支給認定証の交付・入所調整の結果の送付

【支給認定証】

保育の必要性を認定し「支給認定証」を交付します。入所調整の結果と合わせて送付しますので、交付後は大切に保管してください。

【入所調整の結果】

入所施設が決定した場合は「利用施設決定通知書」、決定しなかった場合は「施設利用保留通知書」を送付します。

4月入所希望の場合は3月上旬、5月入所以降は入所希望月前月の17日頃発送します。
発送前のお問い合わせには応じかねます。

4 入所決定後・入所後の手続きについて

入所決定施設で、入所前に説明会が行われます。

説明会の日時などについては、入所決定施設からの指示にしたがってください。

入所までに物品の購入や健康診断、各施設への提出書類などの準備を行います。

1. 入所辞退

入所が決定したあと、入所を辞退する場合は、すみやかに辞退届を提出してください。

正当な理由がなく辞退する場合は、次回の入所審査では優先順位が低くなります。

2. 要件の変更

つぎの変更がある場合は、早急に在籍している各施設とこども保育課へ連絡が必要です。

- ① 住所・家族構成の変更（婚姻・離婚・同居・別居・出産・死亡等）
- ② 入所要件（勤務先の変更・就労状況の変更・妊娠による産休育休予定・退職など）